

加須市青年等就農計画認定基準

第1 市長は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定に関して、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年10月9日告示。以下「基本構想」という。）及びこの基準により定めるものとする。

第2 申請要件

1 青年等就農計画を作成することができる青年等は、次の要件を満たしたものとする。

(1) 青年等の範囲は次のいずれかとする。

ア 青年（農業経営の開始時の年齢が18歳以上45歳未満）

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。

イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

(2) 次に掲げる者のうちいずれかに該当していること。

ア 新たに農業経営を開始しようとする者（農業経営を開始して5年以内の者を含む。）

イ 親族の農業経営とは別に、新たに農業部門の経営を開始する者

ウ 親族の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する者

エ 市内に農用地を所有しない者又は住所を有していない者であって、就農計画の認定により市内の農用地での農業経営の開始等が見込める者

オ 過去に農業従事の経験があるが、現在は農業以外の職業に従事している者であって、新たに農業経営を開始しようとする者

カ 農業法人等の従業員として現に農業に従事している者

(3) 就農計画の内容が次に掲げる事項を満たしていること。

ア 経営開始から5年後の年間農業所得が主たる従事者1人当たり250万円程度であること。

イ 年間労働時間が主たる従事者1人当たり1,800時間程度であること。

(4) 第2号イ及びウに該当する者の場合は、親族の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載及び預貯金口座の開設を行うものとする。

- 2 夫婦等の共同申請の場合は、次に掲げる事項の全てを確認できるものとする。
 - (1) 申請書が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。
 - (2) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生じる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
 - (3) 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
- 3 青年等就農計画認定申請書の確認に必要な書類を添付するものとする。
 - (1) 農業経営の規模がわかる書類（農家台帳及び賃貸借契約書の写）
 - (2) 帳簿及び通帳の写（該当する場合）
 - (3) 家族経営協定等の写（該当する場合）
 - (4) 研修の実績がわかるもの

第3 認定要件

- 1 市長は、次の要件を満たす就農計画について認定するものとする。
 - (1) 就農計画が基本構想に照らして適切なものであること。
 - (2) 就農計画が次に掲げる観点から見て達成される見込みが確実であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権が有している者
 - イ 農業大学校又は、市内農家等での研修実績が1年以上ある者
 - ウ 親元等での就農実績が2年以上ある者
- 2 就農計画の申請時において、申請者の経営状況が第2第1項第3号を上回っている場合、申請された就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

第4 認定手順

- 1 申請は随時受付し、認定期日については、おおむね年1回（4月1日）とする。ただし、認定要件を満たしている場合、認定期日は協議して決定する。
- 2 青年等就農計画の認定に当たっては、加須市農業再生協議会幹事から就農計画の実現性や妥当性について意見を求める。